

社会福祉法人加須市社会福祉協議会ホームページ広告取扱要綱

〔 令和6年12月16日
会 長 決 裁 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人加須市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運用するホームページの上において広告宣伝用の画像を掲載するにあたり、広告を掲載するための取扱い（以下「バナー広告」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載場所及び位置)

第2条 広告の掲載場所は、公式ホームページのトップページとする。また、掲載位置は、本会が指定した位置とする。

(広告掲載の申込)

第3条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）及び広告案を会長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第4条 会長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、ホームページ広告掲載通知書（様式第2号）により申込者に通知しなければならない。この場合において、広告に修正が必要な場合は申込者に修正を求めることができる。

(広告を掲載できるものの範囲)

第5条 広告を掲載できるものの範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業を行う個人及び法人その他の団体
- (2) その他会長が適当と認めるもの

(規制業種又は事業者等)

第6条 次に掲げる業種の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）において風俗営業と規定される業種その他類似の業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業その他類似の業種
- (3) 投機の商品を取り扱う業種
- (4) ギャンブル性を有する業種（法律の定めるところにより行われる公営競技及び宝くじに係るものを除く）
- (5) たばこに関する業種
- (6) 占い、運勢判断を提供する業種
- (7) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (8) 通信販売及び訪問販売その他類似の業種

- (9) 寄附金又は募金を募る業種であって、法律又は条令で認められていない者又は許可を受けていないもの
- (10) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業
- (11) 埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号）に規定する青少年の健全な成長を阻害するおそれのある物品販売等を営む又は役務の影響を行う業種その他類似の業種

2 次に掲げる業者等の広告は、掲載しない。

- (1) 法令に違反している事業者
- (2) 規制の対象となっていない業種において、社会問題を起こしている事業者
- (3) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続き中又は更生手続き中の事業者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は関連事業者
（掲載基準）

第7条 次に掲げるものは掲載しない。

- (1) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から次のいずれかに該当するもの
 - ア 法令等で認められていない業種、商法及び商品
 - イ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - ウ 広告の内容が明確でないもの
 - エ 債権の取立て又は示談の引き受けなどをうたったもの
 - オ 国、地方公共団体その他公共団体が、広告主又はその商品若しくはサービスを推奨し、保証し、もしくは指定をしているかのような表現のもの
- (2) 児童及び青少年健全育成の観点から次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着若しくは下着若しくはこれらを着用する人の姿態又は裸体姿
 - イ わいせつ性を連想・想起させるもの又は不快感を与えるおそれがあるもの
 - ウ 暴力又は犯罪を肯定し、助長する表現のもの
 - エ 残酷な描写その他の善良な風俗に反する表現のもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの及び政治活動に該当するもの
 - オ 宗教団体による布教推進を目的とするもの

カ 広告内容に対して、広告主が責任を果たすことができないおそれ強いもの

キ 本会の事業の円滑な運営に支障を来すもの

ク 社会秩序又は社会風紀を乱し、犯罪を誘発するおそれがあるもの

ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(表示基準)

第8条 表示内容については、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 広告であることを原則として明示すること

(2) 当該広告に関係する法令及び業界の自主規制による広告表示基準等を遵守すること

(3) 広告主の名称、所在地及び連絡先を原則として明示すること

(4) 肖像権及び著作権を侵害しないこと

(5) 誇大な表現、誤認を招くような表現又は投機を助長する若しくは射幸心をあおるような表現をしないこと

(広告の規格)

第9条 広告の1枠当たりの規格は、次に掲げるとおりとする。

規格 サイズ 縦 150 ピクセル×横 350 ピクセル

データ形式 GIF もしくは JPEG (アニメーション不可)

データ容量 30KB 以内

(広告の掲載期間)

第10条 広告の掲載期間は、1ヶ月を単位とし、連続する掲載期間は6ヶ月を限度とする。ただし、初めて掲載から連続して6ヶ月経過後に更新する場合は、12ヶ月を限度とすることができる。

なお、掲載始期は月の初日の午前8時30分とし、掲載終期は月の末日の午後5時とする。

(広告の掲載料)

第11条 掲載料金は1枠当たり以下のとおりとする。

掲載期間	金額 (税込み)	
	本会団体会員又は特別会員	非会員
1ヶ月	2,000円	4,000円
3ヶ月	5,400円	10,800円
6ヶ月	10,200円	20,400円
12ヶ月	19,200円	38,400円

2 広告は掲載料納入後に掲載するものとする。

(掲載枠等)

第12条 広告の掲載枠は、原則として1事業者につき1枠とする。ただし、掲載枠に2枠以上の空きがある場合は、1事業者につき2枠とすることができる。

2 同時期に複数のものから掲載の申込があった場合であって、掲載枠の上限を超える見

込みがあるときは、次に掲げる優先順位に基づき、掲載の可否を決定するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公共的団体、公益法人及びこれらに準ずるものの広告
- (2) 公共的性格を有する企業等のうち、市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前号に規定するもの以外の企業及び自営業で市内に事業所等を有するものの広告
- (4) 前各号に該当しないもので、広告として掲載することが適当であると会長が認める
広告

(広告の掲載順)

第13条 広告の掲載順は、受付順により掲載するものとする。

(広告掲載料の納入)

第14条 広告掲載の決定通知を受けた者は、会長の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに第11条に規定する掲載料を納入しなければならない。ただし、会長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告掲載の取消し)

第15条 会長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告の内容、デザイン、リンク先のホームページ内容等が、法令又はこの要綱に違反した場合

(広告掲載料金の返金)

第16条 広告掲載の決定通知を受けた者が、第11条に規定する掲載料を納入した後に掲載を取り止める場合は、その事由が発生した月の翌日分以降の広告掲載料を返金するものとする。ただし、前条第3号に基づき広告掲載の取消しをする場合は、この限りではない。

(掲載希望者の責任等)

第17条 広告の内容に関する一切の責任は、掲載希望者が負うものとし、広告原稿の作成経費は、掲載希望者の負担とする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年12月16日から施行する

ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

社会福祉法人加須市社会福祉協議会会長 様

社会福祉法人加須市社会福祉協議会ホームページ広告取扱要綱の内容を了承し、以下のとおり
申込みます。

ホームページ 広告掲載 申込者	所在地		〒
	ふりがな 名称		
	代表者 ※契約権限の ある方	役職名	
		ふりがな 氏 名	
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏 名	
	連絡先	TEL	
		FAX	
		アドレス	
	業 種		
掲載希望期間	年 月 1 日 から 年 月 末日 (ヶ月)		
掲載希望枠数	枠		
掲載希望ページ名称			
リンク先 URL			
広告の内容 (バナーの内容案を ご記入ください)			

※貴社・貴団体の概要が分かる書類の添付をお願いいたします。

※広告内容の審査の結果、掲載できない場合があります。

※既に予約が入っている場合は期間を変更していただく場合があります。

様式第2号（第4条関連）

加社協発第 号
年 月 日

様

社会福祉法人加須市社会福祉協議会
会長

ホームページ広告掲載通知書

年 月 日付けで申込のありました広告掲載について、次のとおり掲載する（しない）ことに決定したので通知します。

1 掲載内容

2 掲載条件

3 掲載しない場合の理由